

セクシュアル・ハラスメント ガイドライン

平成 28 年 2 月

奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会

セクシュアル・ハラスメントに対する基本方針

奥羽大学（以下「本学」という）はいかなるセクシュアル・ハラスメントも禁止し、すべての構成員の人格を尊重し、セクシュアル・ハラスメントが人権侵害および性差別をもたらすことを認識して、セクシュアル・ハラスメントを防止し、公平で安全な環境における教育、研究、勉学、学生生活及び就業を保障します。本学は、教職員および学生等の教育、研究、勉学、学生生活および就業を阻害するようなセクシュアル・ハラスメントの防止および排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、本ガイドラインに基づき迅速かつ適切に措置を講じ、かつ再発防止に努めます。

本学に所属するすべての構成員は、本ガイドラインを遵守し、セクシュアル・ハラスメントを行わないように注意しなければなりません。

教職員を監督する地位にある者は、良好な就業環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止および排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、迅速かつ適切に対処し、再発防止に努めます。

セクシュアル・ハラスメントの定義

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の望まない性的な言動または性差別的な意識に基づく言動であって、次のいずれかに該当する行為をいいます。セクシュアル・ハラスメントかどうかの判断は、あくまでその言動を受けた者の主観が基準で、本人が不快に思うか否かによります。

【対価型セクシュアル・ハラスメント】

教育、研究、勉学、学生生活及び就業上の地位や関係を利用し、その言動への対応によって利益を与え、または不利益を被らせる行為です。例えば、教育、研究、指導や成績評価、単位取得、昇格、昇進、人事考課等への見返りとして、個人的な性的要求や相手の意に反する性的言動を行うことなどです。

大学等においては、地位や権力を濫用した性差別によるアカデミック・ハラスメントといわれる固有のハラスメントが起りやすいといわれていますが、これも本ガイドラインの適用対象とします。

【環境型セクシュアル・ハラスメント】

相手の望まない性的な言動または性差別的な言動により不快感を抱かせ、教育、研究、勉学、学生生活や就業の環境を悪化させる行為です。例えば、執拗に性的行為を求めたり、交際を働きかけること、強引に身体に接触したり、じろじろ眺めたりすること、性的な話題や行動で不快な状況をつくることです。異性に対する軽蔑的な認識や判断、例えば、女性だからといってお茶くみや掃除をさせることなどもこれに含まれます。

セクシュアル・ハラスメント防止の啓発活動

本学は、セクシュアル・ハラスメント防止の啓発活動を推進するために、本ガイドラインをわかりやすく説明したパンフレットをすべての教職員および学生等に配布します。

特に指導、監督する立場にある者の教育研修を積極的に行います。

対象・適用範囲

【対象】

本学のすべての教職員および学生等がセクシュアル・ハラスメントを行った場合、またはこれを受けた場合を対象とします。すべての教職員および学生等とは、次の者をいいます。

常勤・非常勤の雇用形態を問わず本学に所属する教職員ならびに、教育・研究上の身分を有するすべての学生、科目等履修生、公開講座受講生、聴講生、専攻生、研究生、等

【適用範囲】

セクシュアル・ハラスメントと判断される言動が、本学と関連性を有するものであるかぎり適用するものとし、学内外、正課・課外、就労時間内・時間外のいずれにおいて行われたかは問いません。学者がセクシュアル・ハラスメントを行ったときは、本学は解決のために適切な措置をとります。

相談方法

【相談の窓口】

セクシュアル・ハラスメントの相談を希望する者は、セクシュアル・ハラスメント防止委員に直接連絡をとるか、防止委員の紹介や相談に関する諸手続きの説明を行っている相談窓口でも申し込むことができます。相談窓口は、セクシュアル・ハラスメント防止委員に取次ぎ、原則として受付けた日から3日以内（土日・祝日・事務休業日は含みません）に、防止委員から相談者へ日時等の連絡をします。匿名で相談を希望する場合は、直接防止委員に連絡をしてください。なお、相談の申し込みや諸手続き等の質問は、相談窓口、電話、メールでも受け付けることができます。

但し、相談は、プライバシーが守られる場所で行うことを原則としていますので、相談窓口では行いません。また、相談の申し込みは、本人だけでなく、本人から相談を受けた者や被害の事実を把握している第三者でも構いません。相談受付から被害者の救済に至るプロセスにおいて、相談者のプライバシーと相談内容の秘密は厳格に守られます。

【セクシュアル・ハラスメント防止委員】

【目的】

防止委員は、奥羽大学すべての構成員のセクシュアル・ハラスメントに関する相談を行い、セクシュアル・ハラスメントを防止し、公正で安全な環境における教育、研究、勉学、学生生活及び修業を保障するとともに、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合の救済を行います。

【構成】

防止委員は、セクシュアル・ハラスメントに深い理解と知識を持った教職員の中から男女比を考慮して学長が選任し、委嘱します。また、防止委員はセクシュアル・ハラスメントに関し職務上知りえたあらゆる情報の秘密を厳守するとともに関係者のプライバシーを保護し人権を尊重することが義務付けられています。なお、防止委員は全員職務上必要な研修を受け、所属及び学内連絡先はホームページ上等に公表されます。

本学の教員	男女3名以上5名以内
本学の職員	男女各2名

問題解決のプロセス

【防止委員から防止委員会への報告】

相談内容は、防止委員が相談者の同意を得て所定用紙に記入し、セクシュアル・ハラスメント防止委員会に報告されます。相談によって問題が解決した場合は、匿名のままでも報告がされます。

しかし、相談により問題が解決しない場合は、相談者は防止委員に対し、氏名を明らかにして

①当事者間の話し合いによる調整の申し出を行うこと

または、

②本学に適切な措置を求めるべく苦情の申立てをすること

ができます。

【防止委員会による対応と事実関係の調査】

防止委員会は、相談者から当事者間の話し合いによる調整の希望や苦情の申立てがなされた場合に、

①相談者が当事者間の話し合いによる調整を希望する場合は、防止委員会の委員が当事者双方と連絡をとり、同席して話し合いを行い、問題解決を図ります。

②相談者から本学に対して問題解決のために、苦情の申立てがなされた場合には、防止委員会は、セクシュアル・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という）を1週間以内に設置します。調査委員会は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情について事実関係を調査し、おおむね1月以内に調査を終了して、書面により防止委員会に報告しなければなりません。ただし、緊急の必要性が認められる場合には、相談者からの苦情の申立てがなくても、防止委員会委員長は、防止委員会の議を経て、調査委員会を設置することができます。調査においては、セクシュアル・ハラスメントを行ったと主張されている者に対しても意見陳述の機会を与えることになっています。

【被害者の救済措置】

調査委員会の報告を受けて、防止委員会は事実関係を確認し、被害者の救済に必要な措置を決定します。防止委員会は、被害者および加害者双方に確認した事実と救済措置の内容を通知するとともに、この措置を実施します。措置を実施するために学内外の機関や関係者の協力が必要な場合は、防止委員会委員長がこれを要請します。被害者の救済措置としては、専門家等による心理的なケアやカウンセリング、教育・研究・就業環境の改善などが必要に応じて求められます。

【加害者への措置】

加害者への措置は、専門家等によるカウンセリングや研修など再発防止のための手段が講じられます。防止委員会が、退学、停学、訓告等の学則上の処分や、就業規則上の懲戒処分が必要であると決定した場合には、学長、および理事長に対して書面により処分の審議を要請します。本学は、これに基づき審議を行い、その決定に従って処分に必要な手続きが執られます。処分対象外の身分のものが加害者である場合は、加害者の所属する学校、および法人の責任者に対してその取扱いについて審議を要請します。

【措置に対する不服の申立て】

被害者または加害者が、防止委員会の決定した措置内容に対して不服がある場合には、通知された日の翌日から14日以内に書面に理由を付して防止委員会に不服を申立てることができます。この場合に防止委員会は不服申立委員会を設け、1月以内に不服の申立てを審議し、その結果を通知します。なお、不服申立てに対する決定事項には、再度不服を申立てることはできません。

セクシュアル・ハラスメントへの対応に関する重要事項

【プライバシーの保護と二次被害の防止】

防止委員会、調査委員会の委員、不服申立委員会の委員、その他関係するすべての教職員は、セクシュアル・ハラスメントに関し職務上知り得たあらゆる情報に対して、厳格な守秘義務が課せられます。また、相談者との対応において、あたかも問題の責任の一端が本人に帰するようなことを言ったり、ほめかしたりすることにより、二次被害が起こらないよう十分に配慮しなければなりません。

【相談や苦情申立てに対する不利益な取扱いの禁止】

セクシュアル・ハラスメントの被害について相談したことや苦情を申立てたこと、あるいは申立てに係わる調査に協力したことなどを理由に、本学が不利益な取扱いを行うことはありません。また、学生や教職員等が苦情を申立てられた者などから不利益な扱いを受けることは許されません。もしこのような事実が明らかになったときには、本学は断固とした姿勢で対処します。

【虚偽の申立て・証言の禁止】

セクシュアル・ハラスメントに関する問題解決のあらゆる過程において、虚偽の申立てや証言を禁止します。そのような行為が発覚した場合は、虚偽の申立てを行った者もしくは虚偽の証言を行った者を処分審議の対象として取扱います。それらにより名誉を毀損された者に対しては、本学は名誉回復の措置を講じます。

セクシュアル・ハラスメントに関する規程、組織とその役割

本学は、セクシュアル・ハラスメントのないキャンパスを保障し、これを未然に防ぐとともに、問題が発生した場合には、被害が拡大し深刻化することがないように迅速に解決することが最重要課題であると認識しています。このために、以下のとおり規程を制定しています。そして、委員会組織はこれらの規程の適正な運用にあたります。

なお、これらの規程は、運用上その目的達成のために不都合が生じた場合には、実態を踏まえ、より適切な対応ができるように見直しを行い、必要に応じて改正を行います。

【諸規定】

- 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程
- セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程
- セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程

【委員会組織】

セクシュアル・ハラスメント防止委員会

セクシュアル・ハラスメントに関する相談への対応、セクシュアル・ハラスメント問題に関する学長及び理事長への審議要請、セクシュアル・ハラスメント問題における被害者の救済、防止に関する事項全般、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する情報収集、研修及び啓発運動、委員会の組織と運営に関する事項について取扱う委員会です。

メンバー

防止委員会の委員は、中立性、公正性を維持するために、男女比がほぼ同数で構成されます。

必要に応じて、本学外の専門家の意見を求めることができます。

学長が選任し、委嘱する本学教職員 14 名以内

セクシュアル・ハラスメント調査委員会

防止委員長からの要請に基づき、相談者からの苦情申し立てがなされた日から1週間以内にその事実関係を調査する目的で設置されます。なお、調査結果は1月以内に防止委員会に報告することになっています。

メンバー

防止委員会委員長が指名する教職員3名以上（防止委員会委員1名を含み、委員の半数以上は苦情を申立てた者と同姓とする。）必要に応じて、本学外の専門家の意見を求めることができます。